

輸出入公告

第1条(目的)

この告示は対外貿易法第11条第1項ないし第5項の規定により物品などの輸出または輸入の制限・禁止、承認、申告、限定およびその手続きなどに関する事項を規定することを目的とする。

第2条(統合公告との関係)

この告示に伴う輸出または輸入承認にもかかわらず、対外貿易法第12条の規定による統合公告上に輸出および輸入しようとする物品の輸出・輸入要領を定めたものがある場合には同要領の要件を充足しなければならない。

第3条(品目分類)

この告示の品目分類はHS (Harmonized Commodity Description and Coding System) 商品分類により、同分類された品目の細分類は関税・統計統合品目分類表 (HSK) による。

第4条(輸出禁止品目)

別表1に掲記した品目は輸出が禁止される。

第5条(輸出制限品目)

別表2に掲記した品目は輸出が制限され、各品目別輸出要請により承認を受けた場合に輸出できる。

第6条(輸入制限品目)

- ①別表3に掲記した制限品目は各品目別輸入要領により輸入を承認しなければならない。
- ②対外貿易法第16条の規定による外貨獲得用原料・機材を輸入する場合には、輸入制限品目であるとしても別途の制限なく輸入を承認できる。

第7条(輸出手続きの簡素化)

産業通商資源部長官は輸出手続きの簡素化のために特に必要な場合、別表2の輸出要領にもかかわらず、輸出承認機関を別に定めて承認するようができる。

第8条(細部承認要領の公告など)

第5条の規定による輸出制限品目の輸出要領、第6条の規定による輸入制限品目の輸入要領および第7条の規定による輸出手続き簡素化のための輸出要領で定める承認機関の長は、産業通商資源部長官の合意(承認)を得て、同細部承認要領を公告しなければならない。ただし、団体の場合には関係行政機関の長を経由しなければならない。

第9条(輸出入承認実績などの報告)

輸出入承認機関の長は年間輸出入承認実績を別紙書式に基づいて当該年度経過後15日以内に産業通商資源部長官に報告しなければならない。

第10条(再検討期限)

「訓令・例規などの発令および管理に関する規定」により、この告示に対して2017年1月1日基準で毎3年になる時点で(毎3年目の12月31日までを言う)その妥当性を検討して改善などの措置を取らなければならない。

附則(第2008-36号、2008.2.29.)

1. (施行日) この告示は2008年3月1日から施行する。
2. (承認に関する経過装置) この告示の施行前の輸出入公告により輸出または輸入の承認を得た場合には、この告示によって輸出または輸入の承認を得たものとみなす。
3. 鉄鋼材輸入申告要領(産業資源部告示第2006-125号、2006年11月27日)は2008年3月1日付で廃止する。

附則(第2008-26号、2008.4.24.)

1. (施行日) この告示は2008年4月24日から施行する。
2. (承認に関する経過装置) この告示の施行前の輸出入公告により輸出または輸入の承認を得た場合には、この告示によって輸出または輸入の承認を得たものとみなす。

附則(学術研究用品の国内製作が困難な物品の推薦業務処理規程等の一括改正告示)(第2009-193号、2009.8.21.)

本告示は2009年8月24日から施行する。

附則(第2010-208号、2010.11.12.)

本告示は2010年11月15日から施行する。

附則(第2011-25号、2011.2.8.)

本告示は2011年2月8日から施行する。

附則(第2013-64号、2013.6.26.)

本告示は2013年6月28日から施行する。

附則(第2014-161号、2014.9.2.)

本告示は2015年1月1日から施行する。

附則(第2016-254号、2016.12.30.)

本告示は2017年1月2日から施行する。

附則(第2018-94号、2018.5.8.)

本告示は2018年5月14日から施行する。

附則(第2019-29号、2019.2.25.)

本告示は2019年3月4日から施行する。

附則(第2020-106号、2020.7.6.)

本告示は2020年7月13日から施行する。

附則(第2020-223号、2020.12.24.)

本告示は2021年1月1日から施行する。

附則(第2021-123号、2021.6.30.)

本告示は2021年7月1日から施行する。

附則(第2022-55号、2022.3.25.)

本告示は2022年3月25日から施行する。

附則(第2022-153号、2022.9.7.)

本告示は2022年9月7日から施行する。

[別表1] 輸出禁止品目

HS	品 目	輸出要領
0208	その他の肉と食用屑肉（新鮮・冷蔵または冷凍したものに限り）	
40	鯨・イルカ・ネズミイルカ（鯨目のほ乳動物）、マナティー・ジュゴン（海牛目のほ乳動物）、オットセイ、アシカ、セイウチ（鯨脚亜目のほ乳動物）のもの	次のものは輸出できない。 ①鯨肉
0210	肉と食用肉（塩漬け・塩水漬け・乾燥または薫製したものに限り）および肉または食用屑肉の粉および粗粉	
9	その他（肉または食用屑肉の粉および粗粉を含む）	
92	鯨・イルカ・ネズミイルカ（鯨目のほ乳動物）、マナティー・ジュゴン（海牛目のほ乳動物）、オットセイ、アシカ、セイウチ（鯨脚亜目のほ乳動物）のもの	次のものは輸出できない。 ①鯨肉
2516	花こう岩、斑岩、玄武岩、砂岩とその他石碑用または建築用の岩石	
1	花こう岩	
11.0000	粗状のものまたは荒々しく整えたもの	
12	鋸で切断またはその他の方法で単純に切断して、長方形（正四角形を含む）のブロック状またはSlab状にしたもの	次のものは輸出できない。 ①自然石
20	砂岩	
4301	生毛皮（毛皮使用に適した頭の部分・尾の部分・足の部分およびその他彫刻または切断品を含め第4101号、第4102号または第4103号に該当する原皮を除く）	
80	その他の毛皮（全身のものに限り、頭の部分・尾の部分・足の部分の有無を問わない）	次のものは輸出できない。 ①犬の生毛皮
90.0000	頭の部分・尾の部分・足の部分およびその他の彫刻または切断品として毛皮製品として使用に適したもの	
4302	毛皮（柔軟処理または完成加工したもので頭の部分・尾の部分・足の部分およびその他の彫刻または切断品を含んで組み合わせのないものまたはその他材料を加えずに組み合わせたものに限り、第4303号の物品は除く）	
1	全身毛皮（組み合わせないものに限り、頭の部分・尾の部分・足の部	

韓国 貿易管理制度

	分の有無を問わない)	
19	その他	次のものは輸出できない。 ①犬の毛皮
20	頭の部分・尾の部分・足の部分およびその他の彫刻または切断品（組み合わせないものに限る）	
30.0000	全身毛皮およびその彫刻または切断品（組み合わせたものに限る）	
4303	毛皮衣類・衣類の付属品およびその他毛皮製品	
90.0000	その他	次のものは輸出できない。 ①犬の毛皮製品

[別表2] 輸出制限品目

HS	品目	輸出要領
2505	天然砂（着色されたものか否かを問わず、第26類の金属を含有する砂を除く）	
10.0000 90	硅砂 その他	次のものは韓国骨材協会の承認を得て輸出できる。 ①硅酸分 (SiO ₂) が90%以下のもの
2517	小石、砂利・碎石（コンクリート用・道路包装用・鉄道用またはその他バラスト用に一般的に使われるものに限る）。シングルとフリント（熱処理したものか否かを問わない）、スラグ・ドロスまたはこれと類似した産業廃棄物のマカダム（この号の前部に列挙した物品と混合したものか否かを問わない）、タールマカダムおよび第2515号または第2516号の岩石を粒状・破片状・粉状にしたもの（熱処理したものか否かは問わない）。	
10 41.0000	小石、砂利・碎石・シングルとフリント 大理石のもの	1. 次のものは承認なく輸出できない。 ①硅砂、シングルとフリント 2. その他のものは韓国骨材協会の承認を得て輸出できる。
7206	インゴットまたはその他の一次製品形状の鉄および非合金鋼（第7203号の鉄を除く）	
10.0000 90.0000	インゴット その他	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
7207	鉄または非合金鋼の半製品	
11 12 19.0000 20	横断面が長方形（正方形を含む）のもの（幅が厚さの2倍未満のものに限る） その他の横断面が長方形（正方形を除く）のもの その他 炭素の含有量が全重量の100分の0.25以上のもの	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
7208	鉄または非合金鋼の平板圧延製品 [幅が600ミリメートル以上のもので、熱間圧延をしたものに限るものとし、クラッド・めっき・塗布したものを除く]	
10 25 26 27 36 37 38 39 40.0000	コイル形状のもので、熱間圧延よりもさらに加工せず、浮出し模様のあるもの 厚さが4.75ミリメートル以上のもの 厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの 厚さが3ミリメートル未満のもの 厚さが10ミリメートルを超えるもの 厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの 厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの 厚さが3ミリメートル未満のもの コイル形状ではないもので、熱間圧延よりもさらに加工せず、浮出し模様のあるもの	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
51 52	厚さが10ミリメートルを超えるもの 厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。

韓国 貿易管理制度

53 54	厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの その他	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
90.0000	その他	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
7209	鉄または非合金鋼の平板圧延製品 [幅が600ミリメートル以上のもので、冷間圧延（冷間還元）をしたものに限るものとし、クラッド・めっき・塗布したものを除く]	
15 16 17 18 25 26 27 28 90.0000	厚さが3ミリメートル以上のもの 厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの 厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの 厚さが0.5ミリメートル未満のもの 厚さが3ミリメートル以上のもの 厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの 厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの 厚さが0.5ミリメートル未満のもの その他	米国、欧州連合または英国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
7210	鉄または非合金鋼の平板圧延製品 [幅が600ミリメートル以上のもので、クラッド・めっき・塗布したものに限定]	
11.0000 12.0000	厚さが0.5ミリメートル以上のもの 厚さが0.5ミリメートル未満のもの	米国または欧州連合または英国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
20.0000	鉛をめっきまたは塗布したもの（トタン板を含む）	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
30	亜鉛を電解めっきまたは塗布したもの	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
41.0000 49	波形のもの その他	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。

韓国 貿易管理制度

50.0000	酸化クロムまたはクロムおよび酸化クロムでめっきまたは塗布したもの	米国、欧州連合または英国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
61.0000 69.0000	アルミニウム-亜鉛合金をめっきまたは塗布したもの その他	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
70	ペインティングしたもの、ワニスまたはプラスチックを塗布したもの	米国、欧州連合または英国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
90	その他	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
7211	鉄または非合金鋼の平板圧延製品 [幅が600ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッド・めっき・塗布したものを除く]	
13.0000 14 19	四面圧延またはクローズドボックスパスによるもの (幅が150ミリメートルを超え、厚さが4ミリメートル以上のものに限るものとし、コイル形状のものおよび浮出し模様があるものを除く) その他 (厚さが4.75ミリメートル以上のものに限る) その他	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
23 29 90	炭素の含有量が全重量の100分の0.25未満のもの その他 その他	米国、欧州連合または英国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
7212	鉄または非合金鋼の平板圧延製品 [幅が600ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッド・めっき・塗布したものに限定]	
10	鉛をめっきまたは塗布したもの	米国、欧州連合または英国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
20 30	亜鉛を電解めっきまたは塗布したもの その他方法で亜鉛をめっきまたは塗布したもの	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。

韓国 貿易管理制度

40	ペインティングしたもの、ワニスまたはプラスチックを塗布したもの	米国、欧州連合または英国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
50	その他方法でめっきまたは塗布したもの	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
60.0000	クラッドしたもの	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
7213	鉄または非合金鋼の棒 [熱間圧延をしたもので、不規則に巻いたコイル形状のものに限る]	
10.0000	圧延工程で発生する鋸歯状の節・リップ・溝またはその他の形状のもの	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
20.0000	その他 [快削鋼のものに限る]	
91	横断面が円形のもので、直径が14ミリメートル未満のもの	
99	その他	
7214	鉄または非合金鋼のその他の棒 [鍛造・熱間圧延・熱間引抜き・熱間押しよりもさらに加工していないものに限るものとし、圧延後のねじつけたものを含む]	
10.0000	鍛造したもの	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
20	圧延工程で発生する鋸歯状の節・リップ・溝またはその他の形状のもの、圧延後にねじつけたもの	
30.0000	その他 [快削鋼のものに限る]	
91.0000	横断面が長方形のもの（正方形のものを除く）	
99	その他	
7215	鉄または非合金鋼のその他の棒	
10.0000	快削鋼のもの [冷間成形または冷間処理よりもさらに加工していないものに限るものとする]	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
50.0000	その他 [冷間成形または冷間処理よりもさらに加工していないものに限るものとする]	
90.0000	その他	
7216	鉄または非合金鋼の形鋼	
10	U形鋼・I形鋼・H形鋼 [熱間圧延・熱間引抜き・押しよりもさらに加工していないものに限るものとし、高さが80ミリメートル未満のものに限る]	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
21.0000	L形鋼	
22.0000	T形鋼	
31.0000	U形鋼	
32.0000	I形鋼	
33	H形鋼	
40	L形鋼またはT形鋼 [熱間圧延・熱間引抜き・押しよりもさらに加工していないもので、高さが80ミリメートル以上のものに限る]	
50.0000	その他の形鋼 [熱間圧延・熱間引抜き・押しよりも更に加工していないものに限るものとする]	

韓国 貿易管理制度

99	その他	
7217	鉄または非合金鋼の線	
10.0000	めっきまたは塗布していないもの（研磨してあるかないかを問わない）	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
20.0000	亜鉛をめっきまたは塗布したもの	
30	その他の卑金属をめっきまたは塗布したもの	
90.0000	その他	
7218	ステンレス鋼 [インゴットまたはその他一次製品 (primary form) 形状のものに限る] およびステンレス鋼の半製品	
10	インゴットおよびその他一次製品形状のもの	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
91	横断面が長方形のもの（正方形を除く）	
99	その他	
7219	ステンレス鋼の平板圧延製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る）	
11	厚さが10ミリメートルを超えるもの	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
12	厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの	
13	厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの	
14	厚さが3ミリメートル未満のもの	
21	厚さが10ミリメートルを超えるもの	
22	厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの	
23	厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの	
24	厚さが3ミリメートル未満のもの	
31	厚さが4.75ミリメートル以上のもの	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
32	厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの	
33	厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの	
34	厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの	
35	厚さが0.5ミリメートル未満のもの	
90	その他	
7220	ステンレス鋼の平板圧延製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る）	
11	厚さが4.75ミリメートル以上のもの	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
12	厚さが4.75ミリメートル未満のもの	
20	冷間圧延（冷間還元）よりもさらに加工していないもの	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
90	その他	
7221	ステンレス鋼の棒 [熱間圧延したもので、不規則に巻いたコイル形状のものに限る]	
00.0000	ステンレス鋼の棒 [熱間圧延したもので、不規則に巻いたコイル形状のものに限る]	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。

韓国 貿易管理制度

7222	ステンレス鋼のその他の棒およびステンレス鋼の形鋼	
11.0000 19.0000 20.0000 30.0000 40.0000	横断面が円形のもの その他 棒 [冷間成形または冷間処理よりもさらに加工していないものに限る] その他の棒 形鋼	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
7223	ステンレス鋼の線	
00.0000	ステンレス鋼の線	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
7224	その他の合金鋼 [インゴットまたはその他の一次製品形状のものに限る] およびその他の合金鋼の半製品	
10 90	インゴット (ingot) またはその他の一次製品形状のもの その他	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
7225	その他の合金鋼の平板圧延製品 (幅が600ミリメートル以上のものに限る)	
11.0000	方向性のもの	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
19.0000 30	その他 その他 [コイル形状のもので、熱間圧延よりもさらに加工していないものに限るものとする]	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
40	その他 [コイル形状を除き、熱間圧延よりもさらに加工していないものに限る]	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
50	その他 [冷間圧延 (冷間還元) よりもさらに加工していないものに限る]	米国、欧州連合または英国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
91 92	亜鉛を電解めっきまたは塗布したもの その他の方法で亜鉛をめっきまたは塗布したもの	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
99	その他	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。

韓国 貿易管理制度

7226	その他の合金鋼の平板圧延製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る）	
11.0000	方向性のもの	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
19.0000	その他	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
20.0000	高速度鋼のもの	米国、欧州連合または英国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
91	熱間圧延よりもさらに加工していないもの	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
92.0000	冷間圧延（冷間還元）よりもさらに加工していないもの	米国、欧州連合または英国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
99	その他	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
7227	その他の合金鋼の棒〔熱間圧延したもので、不規則に巻いたコイル形状のものに限る〕	
10.0000 20.0000 90	高速度鋼のもの シリコマンガンの鋼のもの その他	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
7228	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼、合金鋼および非合金鋼の中空ドリル棒	
10.0000 20.0000 30 40 50.0000 60 70 80.0000	高速度鋼の棒 シリコマンガンの棒 その他の棒〔熱間圧延・熱間引抜き・押出しよりもさらに加工していないものに限るものとする〕 その他の棒〔鍛造よりもさらに加工していないものに限るものとする〕 その他の棒〔冷間成形または冷間処理よりもさらに加工していないものに限るものとする〕 その他の棒 形鋼 中空ドリル棒	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。

韓国 貿易管理制度

7229	その他の合金鋼の線	
20.0000 90	シリコマンガ鋼のもの その他	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
7301	鉄鋼で製造した矢板（穴をあけてあるかないかまたは組み合わせてあるかないかを問わない）および溶接形鋼	
10	矢板	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
7302	鉄鋼で製造した鉄道用または軌道用線路の建設材料〔レール・ガードレールおよびラックレール・スイッチプレート・轍差・転轍棒、その他のクロッシングピース・まくら木・継目板、座鉄、座鉄くさび・ソールプレート（ベースプレート）・レールクリップ・床板・タイ・レールの接続または取付けに専ら使用するその他の材料に限る〕	
10 40.0000 90.0000	レール 継目板およびソールプレート その他	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
7304	鉄鋼（鋳鉄を除く）製の管および中空のプロファイル〔継目なしのものに限る〕	
11.0000	ステンレス鋼製のもの	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
19.0000	その他	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
22.0000	ステンレス鋼製のドリルパイプ	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
23.0000 24.0000 29.0000 31.0000 39.0000	その他のドリルパイプ その他（ステンレス鋼製のものに限る） その他 冷間引抜きまたは冷間圧延（冷間還元）をしたもの その他	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
41.0000 49.0000	冷間引抜きまたは冷間圧延（冷間還元）をしたもの その他	米国または欧州連合に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。

韓国 貿易管理制度

51.0000 59.0000 90.0000	冷間引抜きまたは冷間圧延（冷間還元）をしたもの その他 その他	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
7305	鉄鋼製のその他の管 [例：溶接・リベットまたはこれと類似する方法で接合したもの] であって、横断面が円形で、外径が406.4ミリメートルを超えるもの	
11 12.0000	縦方向にサブマージアーク溶接をしたもの その他（縦方向に溶接したものに限る）	米国または英国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
19.0000 20.0000 31 39.0000 90.0000	その他 油またはガスの掘削に使用する種類のケーシング 縦方向に溶接したもの その他 その他	米国、欧州連合または英国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。
7306	鉄鋼製のその他の管および中空プロファイル [例：オープンシーム・溶接・リベットまたはこれと類似する方法で接合したもの]	
11.0000 19.0000 21 29 30 40 50.0000 61 69 90	溶接したもの（ステンレス鋼製のものに限る） その他 溶接したもの（ステンレス鋼製のものに限る） その他 その他（溶接したものに限るものとし、横断面が円形のものとして鉄または非合金鋼製のものに限る） その他（溶接したものに限るものとし、横断面が円形のものとしてステンレス鋼製のものに限る） その他（溶接したものに限るものとし、横断面が円形のものとしてその他の合金鋼製のものに限る） 横断面が正方形または長方形のもの その他の横断面が円形ではないもの その他	米国に輸出する次のものに対する輸出承認に関する権限を対外貿易法施行令第91条第7項第1号に基づき韓国鉄鋼協会長に委託する。

[別表3] 輸入制限品目

HS	品目	輸出要領
3920.99.1000	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、箔またはストリップ (Cellularではないもので、その他材料で補強・積層・支持されないものまたは、類似の方法で結合されていないもの) のうち航空機用のもの	韓国航空宇宙産業振興協会の承認を得て輸入できる
4011.30.0000	ゴム製の空気タイヤ (新品) のうち航空機用のもの	
4012.13.0000	ゴム製の空気タイヤ (再生品) のうち航空機用のもの	
4012.20.1000	ゴム製の空気タイヤ (中古品) のうち航空機用のもの	
4012.90.1000	ゴム製の空気タイヤ (その他) のうち航空機用のもの	
4013.90.1000	ゴム製のインナーチューブのうち航空機用のもの	
4016.99.1010	加黄ゴム製品 (硬質ゴム製品は除く) のうち気球、飛行船、飛行機械類、グライNDER、凧、ロートシュートの部品	
7007.11.1000	強化安全ガラスのうち車両、航空機、宇宙船または船舶への使用に適したサイズおよび形のもの (厚さ8mm以下)	
7007.11.2000	強化安全ガラスのうち車両、航空機、宇宙船または船舶への使用に適したサイズおよび形のもの (厚さ8mm超過)	
7007.21.1000	合板安全ガラスのうち車両、航空機、宇宙船または船舶への使用に適したサイズおよび形のもの (厚さ12mm以下)	
7007.21.2000	合板安全ガラスのうち車両、航空機、宇宙船または船舶への使用に適したサイズおよび形のもの (厚さ12mm超過)	
8407.10.0000	火花点火式の往復式またはロータリー式のピストン式内燃機関のうち航空機用のもの	
8409.10.0000	火花点火式の往復式またはロータリー式のピストン式内燃機関部分品のうち航空機用のもの	
8411.11.1000	ターボジェットエンジン (推進力25KN以下) のうち航空機用のもの	
8411.12.1000	ターボジェットエンジン (推進力25KN超過) のうち航空機用のもの	
8411.21.1000	ターボプロペラエンジン (出力1,100KW以下) のうち航空機用のもの	
8411.22.1000	ターボプロペラエンジン (出力1,100KW超過) のうち航空機用のもの	
8411.81.1000	ガスタービンエンジン (出力5,000KW以下) のうち航空機用のもの	
8411.91.1000	ガスタービンエンジン (出力5,000KW超過) のうち航空機用のもの	
8411.99.1000	ターボジェットまたはターボプロペラエンジン部分品のうち航空機用のもの	
8412.10.1000	航空機用のもの	
8412.90.1010	ラムジェットおよびパルスジェットエンジン部分品	
8412.90.1090	その他反動エンジン部分品のうち航空機用のもの	
8413.30.1000	燃料、潤滑油給油用または冷却冷媒用のポンプ (ピストン式内燃機関用のものに限る) のうち航空機用のもの	
8414.10.1000	真空ポンプのうち航空機用のもの	
8414.51.1000	ファンのうち航空機用のもの	
8414.59.1000	その他ファンのうち航空機用のもの	
8414.60.1000	フードのうち航空機用のもの	
8414.80.9110	気体ポンプのうち航空機用のもの	

8421. 23. 2000	内燃機関用油類ろ過機のうち航空機用のもの
8421. 29. 4000	その他ろ過機のうち航空機用のもの
8421. 31. 2000	内燃機関用空気ろ過機のうち航空機用のもの
8421. 39. 9030	その他機器のうち航空機用のもの
8466. 20. 1000	加工用ホルダーのうち航空機用のもの
8483. 10. 1000	電動軸とクランクのうち航空機用のもの
8483. 20. 1000	ベアリングハウジング (ボールベアリング、ローラーベアリングを備えているもの) のうち航空機用のもの
8483. 30. 1000	ベアリングハウジング (ボールベアリング、ローラーベアリングを備えていないもの) とブレンシャフトベアリングのうち航空機用のもの
8483. 40. 1010	航空機用ローラースクリュー
8483. 40. 1090	航空機用ローラースクリュー外のその他部品
8483. 50. 1000	フライホイールとプーリーのうち航空機用のもの
8483. 60. 1000	クラッチとシャフトカップリングのうち航空機用のもの
8483. 90. 1000	刃付きホイール、チェーン・スプロケット、その他伝動用エレメントおよび部分品のうち航空機用のもの
8511. 10. 1000	点火プラグのうち航空機用のもの
8511. 20. 1000	点火用磁石発電機、直流磁石発電機とマグネチックフライホイールのうち航空機用のもの
8511. 30. 1000	配電機と点火コイルのうち航空機用のもの
8511. 40. 1000	始動電動機と兼用の始動発電機のうち航空機用のもの
8511. 50. 1000	その他発電機のうち航空機用のもの
8511. 80. 1000	その他内燃機器のうち航空機用のもの
8511. 90. 1000	その他内燃機器部分品のうち航空機用のもの
8526. 10. 1000	レーダー機器のうち航空機用のもの
8526. 91. 1010	航行用無線機器のうち航空機用のもの
8526. 91. 2010	超短波受信機のうち航空機用のもの
8526. 91. 3010	無線方向探知機のうち航空機用のもの
8526. 91. 9010	その他無線機器のうち航空機用のもの
8544. 30. 0000	点火用ワイヤリングセットとその他ワイヤリングセットのうち航空機用のもの
8801. 00. 1000	グライダーとハンググライダー
8801. 00. 9010	気球と飛行船
8801. 00. 9090	その他無動力航空機
8802. 11. 1000	自重2,000KG以下軍用ヘリコプター
8802. 11. 9000	自重2,000KG以下その他ヘリコプター
8802. 12. 1000	自重2,000KG超過軍用ヘリコプター
8802. 12. 9000	自重2,000KG超過その他ヘリコプター
8802. 20. 1000	自重2,000KG以下プロペラ式航空機
8802. 20. 2000	自重2,000KG以下ターボプロペラ式航空機
8802. 20. 3000	自重2,000KG以下ターボジェット式航空機
8802. 20. 9000	自重2,000KG以下のその他航空機
8802. 30. 1000	自重2,000KG超過15,000KG以下プロペラ式航空機
8802. 30. 2000	自重2,000KG超過15,000KG以下ターボプロペラ式航空機
8802. 30. 3000	自重2,000KG超過15,000KG以下ターボジェット式航空機
8802. 30. 9000	自重2,000KG超過15,000KG以下のその他航空機
8802. 40. 1000	自重15,000KG超過プロペラ式航空機
8802. 40. 2000	自重15,000KG超過ターボプロペラ式航空機
8802. 40. 3000	自重15,000KG超過ターボジェット式航空機
8802. 40. 9000	自重15,000KG超過その他航空機

8802. 60. 1010	人工衛星	
8802. 60. 1090	その他宇宙船	
8802. 60. 2000	宇宙船発射台	
8802. 60. 3000	サブオービタル発射台	
8804. 00. 1000	落下傘（操縦可能な落下傘およびパラグライダーを含む）	
8804. 00. 2000	ロートシュート	
8804. 00. 9010	落下傘の部分品	
8804. 00. 9020	ロートシュートの部分品	
8805. 10. 1010	軍警用航空機発進装置	
8805. 10. 1090	その他航空機発進装置	
8805. 10. 2010	軍警用甲板着陸装置または類似装置	
8805. 10. 2090	その他甲板着陸装置または類似装置	
8805. 10. 9010	軍警用発進装置および着陸装置の部分品	
8805. 10. 9090	その他発進装置および着陸装置の部分品	
8805. 21. 1000	模擬空中戦装置	
8805. 21. 2000	模擬空中戦装置部分品	
8805. 29. 1010	軍警用地上飛行訓練装置	
8805. 29. 1090	その他用地上飛行訓練装置	
8805. 29. 2000	地上飛行訓練装置部分品	
8806. 10. 0000	その他遠隔操縦飛行のみ可能な無人機のうち乗客輸送用として設計・製作されたもの	
8806. 21. 0000	その他遠隔操縦飛行のみ可能な無人機のうち最大離陸重量が250グラム以下のもの	
8806. 22. 0000	その他遠隔操縦飛行のみ可能な無人機のうち最大離陸重量が250グラム超過7キログラム以下のもの	
8806. 23. 0000	その他遠隔操縦飛行のみ可能な無人機のうち最大離陸重量が7キログラム超過25キログラム以下のもの	
8806. 24. 0000	その他遠隔操縦飛行のみ可能な無人機のうち最大離陸重量が25キログラム超過150キログラム以下のもの	
8806. 29. 0000	その他遠隔操縦飛行のみ可能な無人機のうちその他のもの	
8806. 91. 0000	その他無人機のうち最大離陸重量が250グラム以下のもの	
8806. 92. 0000	その他無人機のうち最大離陸重量が250グラム超過7キログラム以下のもの	
8806. 93. 0000	その他無人機のうち最大離陸重量が7キログラム超過25キログラム以下のもの	
8806. 94. 0000	その他無人機のうち最大離陸重量が25キログラム超過150キログラム以下のもの	
8806. 99. 0000	その他無人機のうちその他のもの	
8807. 10. 0000	気球・飛行船、グライダーとその他の無動力航空機、その他の航空機、無人機のプロペラ・ローターとこれらの部分品	
8807. 20. 0000	気球・飛行船、グライダーとその他の無動力航空機、その他の航空機、無人機の離着陸装置とその部分品	
8807. 30. 1000	飛行機の部分品	
8807. 30. 2000	ヘリコプターの部分品	
8807. 30. 3000	無人機の部分品	
8807. 90. 1000	グライダーまたはハンググライダーのその他部分品	
8807. 90. 2000	宇宙船（人工衛星を含む）のその他部分品	

韓国 貿易管理制度

8807. 90. 9000	気球・飛行船、グライダーとその他の無動力航空機、その他の航空機、無人機のその他部分品	
9014. 10. 1010	ジャイロ式方向探知用コンパスのうち航空機用のもの	
9014. 10. 2010	磁気式方向探知用コンパスのうち航空機用のもの	
9014. 20. 0000	航空用または宇宙航行用機器（コンパス除外）	
9014. 90. 1000	方向探知用コンパスとその他航行用機器部分品および付属品のうち航空機用のもの	
9032. 10. 1020	可変式温度自動調整用機器のうち航空機用のもの	
9032. 81. 1010	液面自動調節機のうち航空機用のもの	
9032. 81. 2000	液圧式または空気式自動調節用・自動制御用機器のうち航空機用のもの	
9032. 89. 2010	電圧自動調整機のうち航空機用のもの	
9032. 89. 3010	その他電気適量の自動調整機のうち航空機用のもの	
9032. 89. 9010	その他自動調節機のうち航空機用のもの	
9032. 90. 1000	自動調整機部分品と付属品のうち航空機用のもの	
9401. 10. 0000	航空機用の椅子	

< 第8条の別紙書式 >

()年度輸出入承認実績の報告様式

承認機関

- 機関名 :
- 担当部署 :
- 担当者 (職位) :
- 住所 (Tel、Fax) :

承認実績

HS	品名	承認会社数			件数	承認実績 (千ドル)	手数料 (千ウォン)		備考
		計	会員	非会員			徴収方法	徴収額	

< 作成要領 >

- ① HS: 輸出はHS6単位、輸入はHS10単位基準で作成
- ② 徴収方法: 承認に関連した一切の輸入での細部的な徴収方法 (毎推薦時、月または四半期実績会費、年会費)
- ③ 備考: 承認件数、実績、承認手数料の徴収実績などの主な変動要因
- ④ その他: 該当しない事項は空欄処理し、承認実績がない場合にも結果を通知